

## 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の運用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号。以下「政令」という。）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「省令」という。）の解釈及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (建築物)

第2条 建築物とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

(1) 地下街（地下工作物内に連続して又は一団として設けられる店舗、事務所その他これらに類する居室を有する施設で、公衆の歩行の用に供される地下道に面するものをいう。）の地下道又は広場

(2) 鉄道及び軌道の線路敷地内の運転安全に関する施設（信号装置、転てつ装置、列車運転用通信装置等に直接関係する施設をいい、駅の事務室、待合室、荷扱所等を除く。）、跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設

2 2棟以上の建築物が渡廊下等で連結されている場合は、その棟ごとに別の建築物とする。

### (用途)

第3条 法第2条第2項に規定する用途とは、政令第1条各号に掲げる用途をいい、次に掲げるものを除く。

工場、作業場、病院、共同住宅、寄宿舎、駅舎、寺院及び教会等

2 倉庫、貸金庫、書庫及び駐車場等は、主たる用途に包含されるものであるため、主たる用途に附属しており、独立した用途部分として取り扱わないものとする。

3 廊下、機械室、便所等は、主たる用途に附随する部分であり、独立した用途部分として取り扱わないものとする。

### (特定建築物維持管理権原者)

第4条 省令第1条第1項第6号に規定する特定建築物維持管理権原者とは、自らの判断と責任に基づき維持管理を行うために必要な一切の事項を決定す

る権限を有する者をいう。

(特定建築物の全部の管理について権原を有する者)

第5条 法第5条第1項に規定する「特定建築物の全部の管理」とは、当該特定建築物の滅失・毀損を防止し、その価値を維持し、それを利用及び改良することの全てを指すものをいい、同項に規定する「特定建築物の全部の管理について権原を有する者」とは、権利等に基づきこれら全てをなし得る者をいう。

(建築物環境衛生管理技術者の兼任)

第6条 省令第5条第2項に規定する「業務の遂行に支障がない」とは、特定建築物所有者等から建築物環境衛生管理技術者（以下「管理技術者」という。）に対し、管理技術者の業務を行うために必要な権原が付与され、かつ管理技術者が業務を確実に遂行することにより、当該特定建築物が建築物環境衛生管理基準に従って適正に維持管理されている状況をいう。

2 前項の管理技術者の業務とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 管理計画の策定、立案への参画
- (2) 業務実施の監督と実態の把握
- (3) 測定、検査、点検等による環境状況の把握と改善
- (4) 帳簿書類、設備に関する図面等の整備
- (5) その他特定建築物の用途等に応じ必要とされる業務

(届書)

第7条 省令第1条第1項に規定する届書は、特定建築物届（第1号様式、第1号様式の2及び第1号様式の3）による。

2 省令第1条第4項の規定による届書は、特定建築物届出事項変更届（第2号様式）又は特定建築物廃止届（第3号様式）による。

(帳簿書類の内容)

第8条 省令第20条第1項第4号に規定する必要な事項とは、測定、調査、点検、清掃、整備等を実施した年月日、場所、結果、作業内容、実施者等を記載したものをいう。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に建築物衛生指導要綱及び建築物衛生事務処理規程

に基づいて作成されている用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月3日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

第1号様式

(表)

## 特定建築物届

年 月 日

(宛先) 保健所長

所有者等 住所  
氏名

(法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地、代表者の氏名)

※所有者等とは、原則特定建築物の所有者(ただし、所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条 第1項 第2項の規定により、  
下記のとおり、届け出ます。

### 記

- 1 特定建築物の名称
- 2 特定建築物の所在地
- 3 特定建築物の用途
- 4 特定建築物の特定用途(付属・付随含む)部分の延べ面積
- 5 特定建築物の構造設備の概要(別添)
- 6 特定建築物の所有者の氏名及び住所  
(法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地、代表者の氏名)
- 7 特定建築物維持管理権原者(特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するもの)の氏名及び住所  
(法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地、代表者の氏名)

(裏)

8 特定建築物が使用される又は特定建築物に該当するに至った年月日

年 月 日

9 建築物環境衛生管理技術者

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 免状番号 第 号

(4) 兼務の有無 有 無

(兼務のある場合は当該特定建築物の名称及び所在地)

(併せて提出する書類)

(1) 各階平面図

(2) 空気調和設備（機械換気設備）の系統図、平面図及び機器表

(3) 飲料水設備の系統図、平面図及び機器表

(4) 雑用水設備の系統図、平面図及び機器表

(5) 排水、通気設備の系統図、平面図及び機器表

(6) 建築物環境衛生管理技術者免状の写し

(7) 所有者等が当該特定建築物の全部の管理について権原を有することを証する書類（所有者と所有者等が異なる場合）

(8) 特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類（所有者と所有者等が同一で、特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



雑用水設備	
雑用水槽	<input type="checkbox"/> 有 ( 槽、 雑用水総容量 m <sup>3</sup> ) <input type="checkbox"/> 無
雑用水の用途	<input type="checkbox"/> トイレの流し水 <input type="checkbox"/> 散水 <input type="checkbox"/> 修景 <input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> その他
水源の種類	<input type="checkbox"/> 市水 <input type="checkbox"/> 雨水 <input type="checkbox"/> 再生水 <input type="checkbox"/> 工業用水 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> その他
浄化設備の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
消毒設備の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
排水設備	
汚水槽	<input type="checkbox"/> 有 ( m <sup>3</sup> ) ( m <sup>3</sup> ) ( m <sup>3</sup> ) <input type="checkbox"/> 無
雑排水槽	<input type="checkbox"/> 有 ( m <sup>3</sup> ) ( m <sup>3</sup> ) ( m <sup>3</sup> ) <input type="checkbox"/> 無
湧水槽	<input type="checkbox"/> 有 ( m <sup>3</sup> ) ( m <sup>3</sup> ) ( m <sup>3</sup> ) <input type="checkbox"/> 無
阻集器	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
その他	<input type="checkbox"/> 有 ( m <sup>3</sup> ) ( m <sup>3</sup> ) ( m <sup>3</sup> ) <input type="checkbox"/> 無
その他	
ごみ集積場	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
吹き付けアスベストの使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	

第1号様式の3

特定建築物の構造設備の概要

階数	特定用途（付属・付随含む）部分			左記以外の用途部分		
	面積	居室数	用途	面積	居室数	用途
	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>		
計	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>		

# 特定建築物届出事項変更届

年 月 日

(宛先) 名古屋市保健所長

所有者等 住所

氏名

(法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地、代表者の氏名)

※所有者等とは、原則特定建築物の所有者（ただし、所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により、下記のとおり、特定建築物届出事項に変更を生じましたので届け出ます。

## 記

### 1 特定建築物の名称及び所在地

### 2 変更した事項・変更した年月日

変更項目・年月日	変更内容
(変更した年月日)	(変更前)
	(変更後)
建築物環境衛生管理技術者  (変更した年月日)	(変更前)
	(変更後) 氏名: 住所: 免許番号: 第 号 年 月 日 兼務: 有 無 (兼務のある場合当該特定建築物の名称及び所在地)
備考 (郵送等で届け出る場合は記入すること)	担当者名: 担当者所属: 電話番号:

(併せて提出する書類)

1. 変更事項が構造設備に関する場合は構造設備の概要を示す図面又は系統図
2. 変更事項が建築物環境衛生管理技術者に関する場合は免許の写し
3. 変更事項が特定建築物の全部の管理又は維持管理についての権原に関する場合は、その権原を有することを証する書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第3号様式

## 特定建築物廃止届

年 月 日

(宛先) 名古屋市保健所長

所有者等 住所

氏名

(法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地、代表者の氏名)

※所有者等とは、原則特定建築物の所有者（ただし、所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により、下記のとおり、特定建築物に該当しなくなったので届け出ます。

記

- 1 特定建築物の名称及び所在地
- 2 特定建築物に該当しなくなった年月日
- 3 特定建築物に該当しなくなった理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。